

# 日光市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定め、市の計画等の策定過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の市政への積極的な参加を促進し、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

1. 市民に分かりやすい行政を推進し、市民との協働によるまちづくりを推進していくためには、市が施策等を決定する過程において、公正を確保して透明性を高め、市民との情報の共有化を図り、市民の意見等を的確に反映していく仕組みを作る必要があります。
2. この制度は、市民と行政の協働によるまちづくり推進のため、有効な手段の一つであるパブリックコメント手続を制度化するものです。
3. この制度は、政策等の内容をより良いものとするために、市民の皆さんから意見等を募集し、市が意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票に類似する制度ではありません。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の計画等の策定過程において、当該計画等の趣旨、目的、内容等を広く市民等に公表し、市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、これらの意見等を踏まえて意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (5) 市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有するもの

1. 市が政策等を決定する過程において、あらかじめその案を広く市民に公表し、それに対して提出された意見等を十分考慮して最終的な意思決定をするとともに、提出された意見等の概要とそれに対する市の考え方等を公表する一連の手続を「パブリックコメント手続」といいます。また、制度の名称は、一般的に共通の呼称として認知されつつある「パブリックコメント制度」とします。

2. 実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業管理者とします。議会については、市民からの意見の代弁者であり、議決機関であるため、実施機関から除外します。

3. 意見を提出できる「市民等」の定義は、幅広く意見等を求め、より良い政策等の決定を行うという制度の趣旨から、広義の市民等とします。なお、「～するもの」のものについては個人、法人、その他の団体等を指します。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画又は個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は重要な変更
- (2) 市政に関する基本方針を内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利の制限を内容とする条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃
- (4) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則、規程又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続が必要であると実施機関が認めるもの

1. パブリックコメント制度の趣旨・目的から見て必要と考えられる場合は、積極的に手続を実施するよう努めることとします。また、重要な政策等については、政策等の案が固まる早期の段階で素案を公表し、市民等の意見の募集に努めることとします。
2. 「市の基本的な政策を定める計画」「個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画」とは、例えば「環境基本計画」「都市計画マスタープラン」「生涯学習推進計画」「男女共同参画推進指針」など、全市域において市の施策の基本方針や進むべき方向を決める計画等や、各分野における政策等の基本的な事項を定める計画等のことをいい、計画、プラン、指針等その名称を問いません。なお、国や県の計画等との整合性を図るために策定する計画等で、策定に関して市の裁量の余地の少ないものは対象から除きます。
3. 「市政に関する基本方針を内容とする条例」とは、例えば「行政手続条例」「情報公開条例」など、市民全体に影響を及ぼす市政全般についての基本理念や基本方針などを定める条例をいいます。
4. 「市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、広く市民に適用される規制を定める、※<sup>1</sup> 地方自治法第14条第2項に基づく条例を指します。

※<sup>1</sup> 地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、※<sup>2</sup> 義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

※<sup>2</sup> 義務を課し、又は権利を制限する

「監視、監督、検査等」・「営業時間の規制」・「施設、設備等の規制」「行為の規制」・「法人その他団体の存立及び団体活動の規制」等
5. 「（金銭徴収に関する条項を除く。）」については、市民に義務を課すものに該当しますが、例えば税等の賦課徴収に関する事項を対象とした場合、健全な財政運営、受益者負担等の観点からどんなに十分に論議されたとしても、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、パブリックコメント制度の趣旨に合わないため、対象から除きます。

なお、※<sup>3</sup> 地方自治法第74条第1項の規定において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては、条例の制定・改廃の請求の対象外となっています。

### ※3 地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

6. 条例だけでなく規程や要綱などにおいても、市民生活や事業活動に影響を与えるもの（例えば「開発指導要綱」など）の制定又は改廃については、パブリックコメント手続の対象とすることとします。

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合については、本要綱の規定を適用しない。ただし、第1号に該当する場合は、計画等の実施後に市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令等にこの要綱に定める手続と同様の手続が規定されているもので、当該法令等により同様の手続がとられるもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

1. 「緊急を要するもの」とは、パブリックコメント手続にかかる所要時間の経過等により、政策自体の効果が損なわれるなどの理由で手続を行う時間がない場合をいう。「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものをいう。
2. 「法令等に同様な手続が定められているもの」とは上位法令等の規定によって同様の手続を実施するものをいい、同様の手続を繰り返すことは効率性や費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、改めてこの制度を適用することはしないこととします。
3. 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求による場合は、※4 議会に付議する期間が定められているため、手続の対象から外すこととします。

### ※4 地方自治法第74条第3項

普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4. なお(1)に該当し、パブリックコメント手続を行わなかった場合でも、計画等の策定後にも市民等の意見を聴き、市民との協働によるまちづくりの推進に努めるものとします。

(案の公表)

第5条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施するときは、次に掲げる事項を記載した資料を添付して、相当の期間を設けて当該計画等の案を公表するものとする。

(1) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 市民等が当該計画等の案を理解するために必要な事項

2 実施機関は、前項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

1. 当該計画等の案を公表するに当たっては、市民等がその案件について、内容を十分理解して適切な意見を提出できるように、関係資料及び関連情報を合わせて提供することとします。

2. 「案を理解するために必要な事項」とは、例えば「当該計画等の概要」「根拠となる法令」「計画の策定または改定の場合は、その上位計画の概要」「当該計画等の実施によって生じることが予測される影響の程度及び範囲」「付属機関等で審議された概要や報告、答申の内容」「公聴会等で出された意見等の内容」などが挙げられます。

3. 手続を実施する際には、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を明示し、市民等が迷わないよう分かりやすく表示することとします。

(公表の予告)

第6条 実施機関は、前条の規定によりパブリックコメント手続を実施しようとするときは、事前に次に掲げる事項を広報紙又は市ホームページに掲

載し、当該パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りではない。

- (1) 実施予定時期
- (2) 計画等の案の名称

1. パブリックコメント手続を実施する計画等については、できるだけ多くの市民等に意見をもらうことが重要であり、内容についても十分に周知される必要があります。このため手続を実施する際は、広報紙・ホームページで予告を行うこととします。
2. 「緊急を要するもの」とは、例えば「急にパブリックコメント手続を実施することになった案件で、公表の予告を行うことで、最終的に計画等の策定の期日に間に合わなくなるもの」等が考えられます。

(公表の方法等)

第7条 第5条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
  - (2) 実施機関の担当部署における閲覧
  - (3) 情報公開コーナー、総合支所、支所、出張所、公民館、図書館及び市民サービスセンターにおける閲覧
  - (4) その他実施機関が必要と認める方法
- 2 実施機関は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表に努めるものとする。
  - 3 実施機関は、公表しようとする内容が相当量に及ぶときは、計画等の案の概要を前2項の規定による公表の方法により公表することとし、計画等の案及び資料全体については、実施機関の担当部署における閲覧のみとすることができる。

1. 公表の方法としては、市民等が「一定の場所へ行って、一定のものを見れば、手続をとっている計画案等の内容を知ることが出来る」体制を作るため、担当部署、本庁舎の情報公開コーナー、総合支所、支所、出張所、公民館、図書館及び市民サービスセンターで閲覧が出来るように、案等の資料を作成し設置することとします。また、ホームページへも掲載し、より多くの意見

が提出される体制を作ります。この他、広報紙への掲載や報道機関への発表など、積極的な周知に努めるものとします。

2. 案及び公表資料が相当量に及び、その全てを閲覧資料として設置した時に「資料が多すぎて、または専門的すぎて、内容が理解しにくい」などが考えられる場合には、概要等の分かりやすい資料を公表することとします。ただし、計画案本文及び公表資料を入手・閲覧できる方法を明示し、担当部署においてはすべての資料を閲覧できるようにします。

(意見等の提出)

第8条 意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が定める方法

2 意見等の提出期間は、計画等の案等の公表の日から原則30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、提出期間を短縮することができる。

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他必要な事項を明示しなければならない。

1. 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他実施機関が定める方法とし、計画案及び資料の公表の際に明示することとします。
2. 意見等の提出期間は、原則として30日以上とします。市民等が意見を提出するために必要な時間を十分確保する必要がありますが、この期間があまり長期になると行政効率が悪くなります。よって、計画等の重要性や意思決定をするまでのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により適宜定めるものとします。ただし、期間を短縮する場合には、納得できる十分な理由がなければなりません。
3. 市民等が意見を提出する際に住所、氏名その他必要な事項の明記を求める

のは、「意見提出に係る責任の所在をはっきりさせること」「後日、意見内容の確認を行う可能性があること」「匿名とした場合に適切でない意見や集団票のような偏った意見が出てくる恐れがあるため」で、計画案等の公表の際には、その条件を明示することとします。

(意見等の処理)

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮し、当該計画等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該計画等を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答を行わないものとし、提出された意見等のうち、類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 前2項の規定による公表の方法については、第7条の規定を準用する。

1. 実施機関は市民等から提出された意見等を十分考慮して、対象事案について最終的な意思決定を行います。

ただし、この制度は、第1条に掲げる目的のために行うものであり、いわゆる住民投票のように案の賛否を問うものではありません。案への賛否を示しただけの意見に対しては、実施機関の考え方を示さない場合があります。

2. 提出された意見等を公表する時には、日光市個人情報保護条例を適用しますので、住所・氏名等は公表しないこととなります。個人情報を公表する予定であるときは、案を公表する時に、その旨をあらかじめ明示した場合に限ることとします。

3. 提出された意見の中に、個人又は法人等の権利又は利益を害する恐れのある情報や公序良俗に反する意見等、公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないこととします。

4. 提出された意見等及びこれに対する市の考え方は、類似の意見等をまとめ



て公表することとします。

5. 提出された意見等及びそれに対する市の考え方は、計画案等の公表時と同様の方法で公表することとします。

(パブリックコメント手続の特例)

第10条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、計画等の立案を行うときは、この要綱に定める手続を行わないことができる。

- 2 法令等により、縦覧等の手続が義務付けられている計画等の策定に当たっては、この要綱の手続と同様の効果を有すると認められる範囲内において、この要綱の手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

1. 附属機関等が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて実施機関が意思決定を行う場合、また法令で縦覧等の実施が義務付けられており、これによってパブリックコメント手続の実施と同様の効果があると認められる場合には、同様の手続を繰り返すことは効率性や費用対効果の観点から好ましくないため、改めてパブリックコメント手続は実施しないこととします。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、実施機関がパブリックコメント手続を行った案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、随時市ホームページ等に掲載するものとする。

- 2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期間、計画等の案等の入手方法、問い合わせ先その他必要な事項を記載するものとする。

1. パブリックコメント手続を実施した際は、案件や実施状況を一覧表にして、随時市のホームページ等で公表します。これによって、市民等が現在パブリックコメント手続が行われている案件の状況や、今までどのような案件について手続が行われたのか、またそれに対してどのような意見が出されたのか

を知ることができるようにします。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に定める。

1. パブリックコメント手続の実施の際に、この要綱に定めるもののほかに必要な事項がある場合は、その都度別に定めることとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施機関が実施する計画等について適用する。ただし、この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たものについては、適用しない。

1. この要綱の施行の際に、立案過程にある案件で、すでにパブリックコメントと同様の手続を実施している場合、同様の手続を繰り返すことは効率性や費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、改めてこの制度を適用することはしないこととします。